

競争入札参加資格審査申請書
(標準様式)

記載要領

1 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、

- ・ 建設工事においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。
- ・ 建設工事以外の測量・建設コンサルタント等及び物品製造・役務の提供等においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

2 標準様式の形式

標準様式の形式（Excel形式）については、PDF等の他の形式に変更せずに使用すること。

3 様式1（共通書式）の作成方法

- （1） 英数字については、半角で入力すること。
- （2） 様式上「※」に該当する項目については、記載しないこと。（行政庁において記載すること。）
- （3） 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
なお、「新規」とは、申請先地方公共団体に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいうこと。
- （4） 「03 業者コード」欄には、「01」において「更新」の区分を選択した場合において、前回の資格審査に伴い付された業者コードを記載すること。（なお、当欄については番号の前に※を付し、行政庁において記載することも可。）
- （5） 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。
- （6） 「05 建設業許可番号」欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記載し、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評価値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。
- （7） 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
- （8） 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。
なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

- (9) 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

なお、本標準様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。

- (10) 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。

- (11) 「17 担当者メールアドレス」欄については、申請先地方公共団体からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

- (12) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要であること。

- (13) 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、（ ） 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (14) 「20 営業年数」欄には、

【建設工事の場合】

申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載すること。

なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を記載すること。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載すること。

【測量・建設コンサルタント等、物品製造・役務の提供等の場合】

登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載すること。

- (15) 「21 常勤職員の人数（人）」欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。
- (16) 「22 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。なお、個人の場合には記載を要しないこと。
- (17) 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

4 様式2-1 競争参加資格希望工種表の作成方法【建設工事】

【申請先地方公共団体が様式2-1による申請を求める場合】

- (1) 「24 建設工事の許可業種等」の「① 建設工事の許可業種区分」の「許可状況」欄については、建設業法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（建設業法別表第1による業種区分）について「○」を記載すること。また、「許可区分」欄については、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「一般建設業の許可」という。）を受けている場合には「1」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「特定建設業の許可」という。）を受けている場合には「2」と記載すること。
- (2) 「② 年間平均完成工事高」欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。
また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。
なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。
- (3) 「③ 競争参加資格希望工種区分」欄については、申請先地方公共団体が許可業種ごとに設定した別紙1の工種区分に従い、登録を希望する工種に対応する箇所に「○」を記載すること。例えば、申請先地方公共団体が別紙1を以下のように定めたとき、「土木一式工事」のうち「河川」の資格の登録を希望する場合には、以下のように記載すること。

(例) 「土木一式工事」の「河川」の資格を希望する場合

(別紙1の例) (実際には申請先地方公共団体がそれぞれ作成する。)

番号	許可業種	競争参加資格希望工種区分				
		01	02	03	04	05
01	土木一式工事	道路	河川	〇〇	〇〇	〇〇
02	建築一式工事	〇〇	〇〇	〇〇		
03	大工工事	大工工事				
・	・	〇〇	〇〇			
・	・	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
29	解体工事	解体工事				

競争参加資格希望工種表

24	① 建設工事の許可業種区分				② 年間平均 完成工事高 (千円)	③ 競争参加資格希望工種区分																				④ 総合 評定値
	番号	許可状況 (○を記載)	業種	許可区分		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
建設 業 種 等	01	○	土木一式工事	2	2,000,000		○																			678
	02		建築一式工事																							
	03		大工工事																							
	04		左官工事																							
	05		とび・土工・コンクリート工事																							
	06		石工事																							
	07		屋根工事																							
	08		電気工事																							
	09		管工事																							
	10		タイル・れんが・ブロック工事																							
	11		鋼構造物工事																							
	12		鉄筋工事																							
	13		舗装工事																							
	14		しゅんせつ工事																							
	15		板金工事																							
	16		ガラス工事																							
	17		塗装工事																							
	18		防水工事																							
	19		内装仕上工事																							
	20		機械器具設置工事																							
	21		熱絶縁工事																							
	22		電気通信工事																							
	23		造園工事																							
	24		さく井工事																							
	25		建具工事																							
	26		水道施設工事																							
	27		消防施設工事																							
	28		清掃施設工事																							
	29		解体工事																							
			その他																							
			合計																							

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

なお、申請先地方公共団体が別紙1を定めていない場合（許可業種ごとに競争参加資格希望工種区分の細目を設定せず、建設業許可の29業種で対応する場合）は、29業種のうち、登録を希望する業種について、「③ 競争参加資格希望工種区分」の「01」列に「○」を記載すること。（この場合は、「02」～「20」列を使用しないこと。）

(4) 「④ 総合評定値」欄には、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。

【申請先地方公共団体が様式２－１’による申請を求める場合】

- (1) 「24 建設工事の許可業種等」の「① 建設工事の許可業種区分」欄の「許可状況」欄については、建設業法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（建設業法別表第1による業種区分）について「○」を記載すること。また、「許可区分」欄については、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（一般建設業の許可）を受けている場合には「1」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（特定建設業の許可）を受けている場合には「2」と記載すること。
- (2) 「② 資格審査希望工種区分」欄について、申請先地方公共団体が設定した別紙1の工種区分のうち、登録を希望する工種名を「工種名」欄に、同工種のコードを「コード」欄に記載すること。
- (3) 「③ 年間平均完成工事高」欄には、上記の資格審査希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。
- また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。

5 様式３－１ 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表の作成方法

【測量・建設コンサルタント等】

- (1) 「24 測量等実績高」の各欄については、次により記載すること。
- ア 「競争参加資格希望業種区分」欄は、申請先地方公共団体が設定した別紙2に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種の名称を「業種名」欄に、同業種のコードを「コード」欄に記載すること。
- イ 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「 年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。
- 「直前々年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。
- ※ 建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

- (2) 「25 有資格者数」欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称		有資格者
構造設計一級建築士		一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士		一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士		建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士		建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士		建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者		社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士		測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補		測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士		計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士		一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補		不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士		土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士		司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
R C C M		一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者

	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
		消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
		上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

(3) 「26 自己資本額」欄については、次により記載すること。

ア 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。

組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

また、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④ 計」欄には同じ金額が入ること。

なお、個人（所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

- (4) 「27 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること（百円単位は四捨五入）。

「③ 流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

- (5) 「28 登録を受けている事業」欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

- (6) 「29 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

6 様式4-1 競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表の作成方法

【物品製造・役務の提供等】

- (1) 様式4-1（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。

ア 「物品の製造」、「物品の販売」、「物品の買受け」の3つのうち、希望する資格の種類を選択（複数選択可）し、それぞれ「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。

イ 「営業品目」欄については、選択した資格の種類ごとに、申請先地方公共団体が設定した別紙3の営業品目に対応した競争参加資格希望営業品目を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。

- (2) 様式4-1（役務の提供等）の「25 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。

ア 「役務の提供等」の資格を希望する場合には、「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。

イ 「営業品目」欄については、申請先地方公共団体が設定した別紙4の業種に対応した競争参加資格希望業種を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。

(3) 様式4-1(経営状況調査表)については、次により記載すること。

ア 「26 製造・販売等実績」については、5(1)イと同様に記載するが、本欄の記載に当たっては、登録を希望する営業品目ごとに記載する必要はないこと。また、建設工事、測量の実績を含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

イ 「27 自己資本額」欄は、5(3)により記載すること。

ウ 「28 経営状況(流動比率)」欄は、5(4)により記載すること。

エ 「29 設備の額」欄は、様式4-1①(物品製造等)の「24 希望する資格の種類等」において、「物品の製造」を選択した場合のみ記載すること。具体的には、貸借対照表の「有形固定資産」(減価償却後の額)より、「① 機械装置類」は、機械装置の金額、「② 運搬具類」は、車両運搬具の金額、「③ 工具その他」は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額(土地、建物(その付帯設備を含む)は含まないこと)を記載すること。

※ 設備にリース資産を計上する場合、貸借対照表にはリース資産として一括した金額しか記載されないため、リース資産を計上する場合には、任意に作成している減価償却に関する明細書や、設備とリース残高が分かる資料を添付すること(なお、貸借対照表に計上されていない資産は、別途明細があってもその金額は計上できない。)。

オ 「30 主たる事業の種類」欄については、申請者の主たる事業の種類に該当する区分を1つ選択し、「○」を記載すること。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類Eー製造業の中分類19(ゴム製品製造業)をいう。
	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Eの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類50から55までをいう。
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類56から61及び大分類Mの中分類76(飲食店)及び77(持ち帰り・配達飲食サービス業)をいう。
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	「日本標準産業分類」の大分類Gー情報通信業の中分類39(情報サービス業)をいう。
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類Mー宿泊業、飲食サービス業の中分類75(宿泊業)をいう。
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G(情報通信業)の中分類38(放送業)及び小分類411(映像情報制作・配給業)、412(音声情報制作業)、415(広告制作業)及び416(映像・サービス業音声・文字情報制作に附随するサービス業)、大分類K(不動産業、物品賃貸業)の小分類693(駐車場業)及び中分類70(物品賃貸業)、大分類L(学術研

		究、専門・技術サービス業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）、大分類R（サービス業（他に分類されないもの））をいう。
	h. その他	上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。
4. 物品の買受け	i. 立木竹	立木竹を扱う買受け業。
	j. その他	上記「i. 立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業。

※ 業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくもの。

カ 「31 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

7 添付資料の作成方法

添付資料については、以下の資料を基本とするが、申請先地方公共団体において地域の実情を踏まえて追加又は省略することを可能とすること。

※ 添付資料のうち官公署が行った証明資料については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えないこと。

※ なお、公的機関の証明書については、申請日より3ヶ月前までのものを有効とすること。

(1) 建設工事に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式2-2）

この様式については、申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「**営業区域コード**」については、申請先地方公共団体が設定した別紙5のコードを用いること。また、営業所ごとに保有する建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載すること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

イ 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しをいう。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する資料（保険料の領収書等の写し）を併せて提出するものとする。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出すること。

ウ 納税証明書

未納税額のないことが分かる税務官公署が発行する証明書であって、申請先地方公共団体が求めるものをいうこと。

エ 委任状（代理人により申請する場合）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出すること。（正本を提出すること。）

なお、委任状の要件は以下のとおり。

（ア） 委任状の日付が申請から３ヶ月以内のものであること

（イ） 委任の範囲が具体的に記載してあること（ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできない。）

（ウ） 受任者が行政書士の場合は、登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること

（エ） 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

（２） 測量・建設コンサルタント等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式３－２）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示すコードについては、申請先地方公共団体が設定した別紙５のコードを用いること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて２ページ以降を作成すること。

イ 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」とすること。

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができること。

ウ 登録証明書等

様式３－１③「28 登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいうが、登録を希望しない業種に係るものについては提出を要しないこと。

エ 財務諸表類（１年分）

申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいうこと。

オ 納税証明書

７（１）ウによること。

カ 委任状（代理人により申請する場合）

７（１）エによること。

(3) 物品製造・役務の提供等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式４－２）

７（２）アによること。

イ 登記事項証明書

７（２）イによること。

ウ 財務諸表類（１年分）

７（２）エによること。

エ 納税証明書

７（１）ウによること。

オ 委任状（代理人により申請する場合）

７（１）エによること。

カ 減価償却に関する明細書（リース資産計上時）

物品の製造に係る登録を希望する場合で、申請時の貸借対照表に、「リース資産」の項目を設けている場合、申請時にリース資産を機械装置類等の額として計上することが可能であるところ、計上する場合は、具体的な設備内容を判断するため、機械設備や車両等のそれぞれの資産額が分かる資料又はリース残高が確認できる資料、減価償却に関する明細書等を提出すること。

8 追加項目等

上記の項目及び添付資料のほか、申請先地方公共団体において、独自に項目等を追加している場合には、当該追加項目等について、申請先地方公共団体が指定する様式等により提出すること。なお、申請先地方公共団体が追加で提出を求めている項目等は、別紙「追加項目等一覧」のとおり。

別紙1 様式2－1 関係

番号	許可業種	競争参加資格希望工種区分	
		01	02
01	土木一式工事	一般土木	解体
02	建築一式工事	建築一式	解体
03	大工工事	(格付なし)	
04	左官工事	(格付なし)	
05	とび・土工・コンクリート工事	一般土木	法面
06	石工事	石	
07	屋根工事	(格付なし)	
08	電気工事	電気	
09	管工事	給排水暖冷房衛生設備	
10	タイル・れんが・ブロック工事	(格付なし)	
11	鋼構造物工事	鋼構造物	
12	鉄筋工事	(格付なし)	
13	舗装工事	舗装	
14	しゅんせつ工事	一般土木	
15	板金工事	(格付なし)	
16	ガラス工事	(格付なし)	
17	塗装工事	一般塗装	路面標示
18	防水工事	(格付なし)	
19	内装仕上工事	(格付なし)	
20	機械器具設置工事	機械器具設置	
21	熱絶縁工事	(格付なし)	
22	電気通信工事	電気通信	
23	造園工事	造園	
24	さく井工事	さく井	
25	建具工事	(格付なし)	
26	水道施設工事	水道施設	
27	消防施設工事	(格付なし)	
28	清掃施設工事	(格付なし)	
29	解体工事	解体	

別紙２ 様式３－１ 関係

契約の種類	コード	業種区分	業務内容
測量等に関する契約	01	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
	02	土木関係 建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、機械、建設環境、水産土木、電気電子、廃棄物
	03	建築関係 建設コンサルタント	建築一般、建築構造、建築設備
	04	補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
	05	地質調査	地質調査
	06	環境調査	騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査、土壌調査

種目番号	営業種目名	項目番号	項目(内容)	受付対象
01	被服・皮革・ゴム製品類	0101	作業服・防寒服・軍手等	県内のみ
		0102	寝具	
		0103	皮革・ゴム製品類（皮革製品、ゴム製品、長靴、作業靴等）	
02	日用品類	0201	トイレットペーパー	
		0202	日用雑貨（台所用品、清掃用品等）	
03	家具・木工・室内装飾品類	0301	家具・建具（木製家具、木工製品、鋼製家具、建具）	
		0302	カーテン・ブラインド等	
04	事務用品・事務用機器類	0401	用紙類	
		0402	文房具・事務用品・事務機器	
		0403	オフィス家具	
		0404	複写機・複合機（パソコンプリンターを除く）	
05	コンピュータ機器類	0501	パソコン・プリンター	
		0502	トナー	
		0503	その他コンピュータ関連機器・関連用品	
06	運動用品・教材・楽器類	0601	運動用品類	
		0602	学校教材類	
		0603	楽器・音楽用品類	
07	写真用品類	0701	カメラ・フィルム・写真用品	
		0702	写真現像・焼き増し	
08	時計・ギフト用品類	0801	時計・眼鏡・貴金属類	
		0802	記念品類（カップ、トロフィー等）	
		0803	ギフト用品類	
09	燃料類	0901	ガソリン・軽油	
		0902	重油・灯油	
10	医療機器・福祉用具・薬品類	1001	医療機器類	
		1002	福祉用具類	
		1003	医療用薬品	
		1004	工業用薬品	
		1005	その他の薬品	
11	消防・防災用品類	1101	消防用品類（消火器、消防ポンプ、ホース等）	
		1102	防災用品類（緊急持出品、非常用食品、防災準備用品等）	
		1103	消防服・消防団制服類	
12	看板・保安用品類	1201	看板類（看板、掲示板、表示板等）	県内のみ
		1202	旗・垂幕類（旗、のぼり旗、垂幕等）	
		1203	保安用品類（標識、カーブミラー、保安灯、避難器具等）	
13	機械器具類	1301	理化学機器類(測量、測定機器、分析装置、光学機器等)	
		1302	厨房機器類	
		1303	冷・暖房機器類	
		1304	電気製品類（家電製品、照明器具等）	
		1305	通信機器類（無線通信機器、アンテナ、分配器、放送設備等）	
14	車両類	1401	自動車（普通車・軽自動車）	
		1402	バス・トラック	
		1403	消防車両	
		1404	車両用品・部品	
		1405	自動二輪・自転車等	
		1406	その他車両類（除雪機、特殊車両等）	
15	古物商	1501	不用品（鉄屑、古紙、木材、器械等）の買取り	
16	建設資材類	1601	セメント、木材、石材、アスファルト、砂利、塗料、コンクリート、鉄、建材、管類、その他造園資材等	
17	農林畜産機器・資材類	1701	農機具、畜産用機器、園芸用機器、肥料、飼料、園芸用品、種苗、農業用資材	
18	各種船舶用品類	1801	漁業船舶用品、その他船舶用品	
19	食料品類	1901	食料品類	
20	その他	2001	上記のいずれにも属さない物品	

種目番号	営業種目名	項目番号	項目(内容)	受付対象
21	印刷業	2101	一般印刷、フォーム印刷等の印刷業務	県内 県外
		2102	ごみ袋の製造	
22	建築物保守点検業	2201	電気設備に関する保守点検業務	
		2202	暖冷房、給排水、衛生設備に関する保守点検業務	
		2203	消防設備の点検	
		2204	地下タンク・地下埋設配管等の点検・遺漏検査業務	
		2205	昇降機等の点検業務	
		2206	自動ドア等の点検業務	
		2207	浄化槽の清掃、保守点検業務	
		2208	上記以外の保守点検業務	
23	物品賃貸業	2301	パソコン	
		2302	複写機・複合機	
		2303	車両等	
		2304	上記以外の物品賃貸	
24	電子機器類保守点検業	2401	事務用機器、OA機器、その他機器類の保守点検業務	県内 県外
25	情報サービス業	2501	ソフトウェアの開発及び保守管理業務	
		2502	情報処理・提供サービス業務	
26	イベント企画	2601	イベントの企画運営、会場設営	
27	舞台関係機器設営	2701	舞台照明、音響、その他舞台関係機器の設営、保守点検業務	県内 のみ
29	警備業	2901	警備業務用機械装置を使用した市施設等の警備	
		2902	市施設に警備員を駐在させて行う警備業務	
		2903	市主催のイベント会場等における雑踏警備業務、駐車場管理業務	
30	建築物清掃業	3001	市施設及びその敷地内その他付属物の清掃業、市施設内における害虫ねずみ等の駆除業、市施設に設置されている受水槽・高架水槽都市下水路・下水管等の清掃業及びTVカメラによる調査業務	
		3002	面積3000㎡以上の特定建築物において選任義務のある建築物環境衛生管理技術者の資格有	
31	廃棄物処理業	3101	一般廃棄物収集運搬及び処分業務	
		3102	産業廃棄物収集運搬及び処分業務	
32	運送・配送	3201	市刊行物等の配送業務	
		3202	給食等の運送・配送業務	
33	車両の運転	3303	生活路線（路線バス代替）等の運行業務	
34	自動車等整備業	3401	自動車の整備・検査・修理等	
35	森林整備関係業務	3501	森林施業業務、森林施業業務（治山関係）、松くい虫防除業務、普通作業道等開設業務、高能率作業道設計管理業務、松くい虫防除のための地上散布業務	市内 のみ
36	不動産鑑定業務	3601	固定資産評価、市有地における不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第22条に基づく記録を受けていること）	県内 のみ
37	その他	3701	その他上記の分類に属さない役務の提供	

別紙 5 様式 2－2、3－2、4－2 関係

コード	営業区域
01	男鹿市
02	秋田県

追加項目等一覧(秋田県男鹿市)

①追加する項目						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	有資格技術者職員数	「市様式2-1」を提出してください	○	○	有資格技術者職員数を確認するため	
2	工事経歴書	「市様式3」を提出してください	○	○	工事経歴を確認するため	直近の経営事項審査申請時に提出の工事経歴書の写しで代用可能
3	技術職員名簿	「市様式4」を提出してください	○	○	技術職員を確認するため	男鹿市内に本社又は委任先を有する場合
4	その他の職員名簿	「市様式5」を提出してください	○	○	その他の職員を確認するため	男鹿市内に本社又は委任先を有する場合
5	使用印鑑届	「市様式6」を提出してください	○	○	入札・契約行為に使用する印鑑を確認するため	
6	委任状	「市様式7」を提出してください	○		年間代理人(契約権者)を確認するため	契約権限を建設業法施行令第3条に規定する「従たる営業所」の使用人に委任する場合「様式2-2」と併せて提出してください
7	営業所調書	「市様式8」を提出してください	○		準市内業者の認定基準を満たしているか確認するため	男鹿市内に委任先を有する場合(準市内業者のみ)
8	暴力団排除に関する誓約書	「市様式9」を提出してください	○	○	参加資格要件を確認するため	

②追加する添付資料						
番号	添付資料名	添付資料の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	建設業許可書	参加希望工種の建設業許可書の写しを提出してください	○	○	建設業許可状況を確認するため	
2	男鹿市税について未納税額等がない証明書(法人用／個人用)	男鹿市内に本社または委任先を有する法人／男鹿市在住の法人代表者又は個人事業主の証明書を提出してください	○	○	参加資格要件を確認するため	発行3ヶ月以内、写し可
3	「法人税」又は「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」に未納税額がない証明	法人:「その3の3」、個人事業主:「その3の2」を提出してください	○	○	参加資格要件を確認するため	発行3ヶ月以内、写し可
4	秋田県電子入札システム利用者登録確認書類	秋田県電子入札システムの受注者用画面へログイン後、左側メニューの「登録者情報」の表示画面を印刷したもの	○	○	参加資格要件を確認するため	建設工事での登録

追加項目等一覧(秋田県男鹿市)

①追加する項目						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	入札参加審査を希望する部門	「市様式1ー2」を提出してください	○	○	業務内容(部門)毎の登録とするため	2.業務内容の部門に記載してください
2	技術職員調書	「市様式1ー4」を提出してください	○	○	技術者保有人数を確認するため	
3	営業所一覧表	「市様式2」を提出してください	○		東北管内の営業する業務を確認するため	東北6県に開設している営業所を記載
4	技術者経歴書	「市様式3」を提出してください	○	○	技術者の経歴を確認するため	
5	測量等実績調書	「市様式4」を提出してください	○	○	測量等の実績を確認するため	
6	営業所職員名簿	「市様式5」を提出してください	○		準市内業者の認定基準を満たしているか確認するため	準市内業者のみ提出
7	使用印鑑届	「市様式6」を提出してください	○	○	入札・契約行為に使用する印鑑を確認するため	
8	委任状	「市様式7」を提出してください	○		年間代理人(契約権者)を確認するため	契約権限を営業所長等に委任する場合(申請する業務について、各法令・登録規定により登録されている営業所であること)「様式3ー2」と併せて提出してください
9	営業所調書	「市様式8」を提出してください	○		準市内業者の認定基準を満たしているか確認するため	準市内業者のみ提出
10	暴力団排除に関する誓約書	「市様式9」を提出してください	○	○	参加資格要件を確認するため	

②追加する添付資料						
番号	添付資料名	添付資料の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	男鹿市税について未納税額等がない証明書(法人用／個人用)	男鹿市内に本社または委任先を有する法人／男鹿市在住の法人代表者又は個人事業主の証明書を提出してください	○	○	参加資格要件を確認するため	発行3ヶ月以内、写し可
2	「法人税」又は「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」に未納税額がない証明	法人:「その3の3」、個人事業主:「その3の2」を提出してください	○	○	参加資格要件を確認するため	発行3ヶ月以内、写し可
3	社会保険料納付確認書	直近2年間の証明書を提出してください 管轄する年金事務所等で証明を受けてください	○	○	参加資格要件を確認するため	発行3ヶ月以内、写し可 別記様式(参考)
4	秋田県電子入札システム利用者登録確認書類	秋田県電子入札システムの受注者用画面へログイン後、左側メニューの「登録者情報」の表示画面を印刷したもの	○	○	参加資格要件を確認するため	コンサルタント業務での登録

追加項目等一覧(秋田県男鹿市)

①追加する項目						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	申請営業種目表	「市様式3」を提出してください	☐	☐	項目(内容)毎に登録する必要があるため また、主たる営業種目を確認するため	
2	契約実績調書	「市様式4」を提出してください	☐	☐	原則、実績のない項目は申請することが出来ないため	
3	営業所等の職員名簿	「市様式5」を提出してください	☐		準市内業者の認定基準を満たしているか確認するため	準市内業者のみ提出
4	使用印鑑届	「市様式6」を提出してください	☐	☐	入札・契約行為に使用する印鑑を確認するため	
5	委任状	「市様式7」を提出してください	☐		年間代理人(契約権者)を確認するため	契約権限を営業所長等に委任する場合 「様式4-2」と併せて提出してください
6	営業所調書	「市様式8」を提出してください	☐	☐	準市内業者の認定基準を満たしているか確認するため	準市内業者のみ提出
7	暴力団排除に関する誓約書	「市様式9」を提出してください	☐	☐	参加資格要件を確認するため	

②追加する添付資料						
番号	添付資料名	添付資料の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	男鹿市税について未納税額等がない証明書(法人用／個人用)	男鹿市内に本社または委任先を有する法人／男鹿市在住の法人代表者又は個人事業主の証明書を提出してください	☐	☐	参加資格要件を確認するため	発行3ヶ月以内、写し可
2	「法人税」又は「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」に未納税額がない証明	法人:「その3の3」、個人事業主:「その3の2」を提出してください	☐	☐	参加資格要件を確認するため	発行3ヶ月以内、写し可
3	法令上必要な資格の証明書及び許可証等	※登録免許又は許可等を必要とする営業種目(参考)を参考にしてください	☐	☐	資格の保有状況を確認するため	登録する業種に必要な場合のみ提出